

令和元年第3回砂川市議会定例会

令和元年9月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 7号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
沢田 広志議員
多比良和伸議員
議事日程報告
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
自 9月 9日 3日間
至 9月11日
- 日程第 3 主要行政報告

- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 7号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君	副議長 増 山 裕 司 君
議 員 中 道 博 武 君	議 員 永 関 博 紀 君
多比良 和 伸 君	佐々木 政 幸 君
高 田 浩 子 君	飯 澤 明 彦 君
増 井 浩 一 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	小 黒 弘 君

○欠席議員（1名）

議 員 北 谷 文 夫 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之

総務部長	熊崎一弘
兼会計管理	
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局審議監	山田基
総務課長	東正人
政策調整課長	井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	山形讓
--------	-----

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊崎一弘
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	福士勇治
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	和泉肇
事務局次長	川端幸人
事務局主幹	山崎敏彦
事務局係長	斉藤亜希子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和元年第3回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 和泉 肇君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、北谷文夫議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び多比良和伸議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月11日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

3ページ、総務部市長公室課の関係では、1点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」について、自主防災組織の設立に必要な資材等の購入に対し、補助率100%、上限2万円で補助金を交付する「自主防災組織設立支援割」を新設し、内容を拡充したところであります。なお、地域コミュニティ活動支援事業補助金の申請については、8月31日まで受け付けたところ、86町内会の

うち83町内会より申請があったところであります。

次に、2点目の地域力UP講座について、7月3日・10日・19日の3日間、地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心・興味のある方々を対象とした「地域力UP講座」を開催し、講師からの講話のほか、ワークショップを実施し、受講者29人、延べ53人の参加があったところであります。

次に、3点目の自主防災組織連携会議の開催について、7月2日、市の施策の周知や防災知識の習得、組織間の情報共有及び連携強化を図ることを目的に、自主防災組織連携会議を開催し、自主防災組織の活動報告や質疑応答などを実施し、自主防災組織の代表者など20人の参加があったところであります。

次に、4ページ、政策調整課の関係では、3点目の中空知定住自立圏構想推進会議について、7月22日、第15回副市町長会議が開催され、令和元年度中空知定住自立圏しごとの魅力発信と総合的な就業・移住支援事業予算（案）等について協議したところであります。

次に、6点目の令和元年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税は40億5,430万円で、前年度比1.5%の増で決定となり、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても42億8,438万円で、前年度比0.2%の減となったところであります。

次に、5ページ、7点目の第7期総合計画の策定に向けた取り組みについて、7月10日、第2回砂川市総合計画審議会を開催し、第7期総合計画の基本構成や専門部会の設置、子どもワークショップの実施等について協議し、承認されたところであります。また、7月1日、8月21日に砂川市総合計画策定委員会を開催し、施策の素案等について協議を行ったところであります。その他、計画策定の参考にするため、市民意識調査、市民意見の募集、子どもワークショップについてもそれぞれ記載のとおり実施したところであります。

次に、6ページ、庁舎建設推進課の関係では、1点目及び2点目の工事及び委託の発注状況について、砂川市庁舎建設に係る工事及び委託の発注状況につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

次に、7ページ、開発推進課の関係では、1点目の委託の発注状況について、砂川駅前地区基本構想策定に係る委託の発注状況につきましては記載のとおりであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発活動を記載してございますが、8月2日にラブ・リバー砂川2019夏まつり会場において街頭啓発を実施したところであります。また、8月25日から27日にかけて砂川市民まつり会場において街頭啓発を実施したところであります。

次に、14ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、すながわ健康ポイント事

業について、7月1日、市民みずからが主体的な健康づくりに取り組むことを目的に「すながわ健康ポイント事業」を開始し、7月31日までに334件の申請があったところがあります。

次に、15ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目のチーム“SUNAGAWA”ブランディングプロジェクト（砂川市地域ブランド構築事業）について、7月23日、8月7日、8月29日、砂川市役所大会議室、地域交流センターゆうにおいて、一般社団法人地球MD代表理事の山本聖氏を総合コーディネーター、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社事務局長の井上正幸氏らを講師に迎え、ブランディング等をテーマにワークショップ等を開催し、延べ199人の参加があったところでもあります。また、8月29日に地域ブランド検討ワーキンググループより地域ブランドの統一シンボル及びプロジェクトタイトル『安心・やすらぎ「癒しのくに」を創造する Oasis Republic Sunagawa base』が発表されたところでもあります。

次に、17ページ、7点目の砂川SAスマートインターチェンジ利用促進に伴う関連事業について、8月20日、株式会社リクルート北海道じゃらん発行の「北海道じゃらん」9月号に砂川SAスマートインターチェンジの利用と砂川をPRする特集記事を掲載し、情報発信を行ったところでもあります。

次に、18ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、各農作物は順調に生育しており、水稻の登熟も順調に進んでいるところでもあります。

次に、22ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まい推進事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、（1）永く住まい住宅改修補助金は62件、1,405万2,000円、（2）まちなか住まい等住宅促進補助金は10件、401万9,000円、（3）高齢者等安心住まい住宅改修補助金は6件、111万1,000円、（4）老朽住宅除却費補助金は18件、668万8,000円をそれぞれ交付したところでもあります。

次に、8点目の住み替え支援事業について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、（1）登録物件促進補助金は6件、60万円、（2）同居近居促進補助金は5件、45万円、（3）子育て支援補助金は11件、170万円、（4）移住促進補助金は3件、60万円をそれぞれ交付したところでもあります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の「砂川市立小中学校適正配置基本方針」について、5月16日から6月14日まで実施したパブリックコメントに関し1件の意見が寄せられ、6月27日の教育委員会会議において基本方針を決定しました。

次に、2点目の砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会について、8月1日には委嘱書を交付し、「適正配置の基本方針」に基づく「適正配置基本計画案」の策定等について、8月30日には基本方針に基づく学校規模や関連施策等について協議しました。

次に、4点目の「いじめの問題に係る調査」について、5月から6月にかけて市内小中学校の全児童生徒を対象に実施した結果、回答率は99.4%でありました。児童生徒への聞き取り等を行い、いじめと認知した事案は、小学校30件、中学校6件、合計36件となり、各学校では加害児童生徒への指導等を行いました。

次に、6点目の通学路の安全確保対策について、6月10日、定例校長会議において、川崎市での児童殺傷事件を受け、通学路における危険箇所の確認や不審者・不審物を発見した際の対処方法などについて児童生徒等への指導の徹底を指示しました。また、7月17日、交通安全や防犯の観点から警察、道路管理者、学校関係者等による通学路の合同点検を市内19カ所で実施しました。

次に、2ページ、8点目の熊の目撃情報に係る対応について、7月2日午前4時ころ、晴見1条北5丁目のかんがい溝付近での目撃情報について、中央小学校では集団下校等で対応しました。8月30日午前10時30分ごろ、日の出1条南11丁目の南4号線での目撃情報について、砂川小学校及び豊沼小学校は一部学年が当該周辺で行っていた学校行事を中断し、帰校等の対応を図るとともに、砂川小学校では一部地域の児童について集団下校を行いました。

次に、9点目の砂川高等学校の説明会について、6月25日、石山中学校、7月12日、砂川中学校で3年生を対象に開催し、砂川高等学校から単位制の特色、部活動の状況等を紹介しました。

次に、11点目の令和2年度砂川高等学校の募集学級数について、9月3日、北海道教育委員会より令和2年度から4年度までの公立高等学校配置計画が発表され、砂川高等学校における来年度の募集学級数は3学級となることが決定しました。

次に、3ページ、14点目の中体連全道大会の出場結果について、(1)7月26日から28日まで旭川市で陸上競技が開催され、男子200メートルほか2種目に砂川中学校2年生及び3年生、延べ8人が出場し、記載の成績でありました。(2)7月26日から28日まで函館市で水泳競技が開催され、女子100メートル背泳ぎほか3種目に石山中学校2年生及び砂川中学校1年生、延べ4人が出場し、記載の成績でありました。(3)8月2日から4日まで稚内市でバドミントン大会が開催され、男子個人戦シングルスほか3種目に砂川中学校1年生から3年生、延べ11人が出場し、記載の成績でありました。(4)7月30日から8月1日まで千歳市でソフトテニス大会が開催され、男子個人戦ダ

ブルスに砂川中学校3年生2人が出場し、記載の成績でありました。

次に、15点目の北海道吹奏楽コンクール全道大会の出場について、砂川小学校ウインズ・アンサンブルが9月1日に札幌市で開催された全道大会に出場し、銅賞の成績でありました。4ページに砂川小6年、納富千汐さん初め23人の出場児童を記載しております。

次に、社会教育課所管では、1点目の児童生徒の安全確保の取り組みについて、6月18日、青少年指導センター推進員会議において、川崎市での児童殺傷事件を受け、警察署及び各学校から登下校時の通学路のパトロールや見守りの強化について報告されました。また、不審者が発生した場合、近隣の家庭教育サポート企業に連絡し、周辺における見回り強化や安全確保への協力を依頼したところであります。

次に、5ページの5点目、(3)子ども職場体験活動・夏季について、8月7日に北海道三井化学株式会社及び環境サービス株式会社に1年生から2年生7人が、奥山農園及びソメスサドル株式会社に3年生から6年生10人が訪れ、化学実験や野菜収穫作業などを体験しました。

次に、6点目の善行青少年表彰状授与式について、7月1日、教育長室において砂川市青少年問題協議会から、青少年の模範となる保育園での保育補助や街頭募金への協力など10年以上にわたり奉仕活動を実践している砂川高等学校ボランティア同好会に対して表彰状を授与しました。

次に、6ページ、8点目のジャリン子防災キャンプについて、8月8日から9日、公民館において1泊2日の避難所体験に小学生13人が参加しました。児童が自分の命を守る正しい知識と行動を学ぶため、滝川河川事務所など関係機関からの説明を受けるとともに、災害図上訓練や防災食の調理・試食などを行いました。

次に、7ページのスポーツ振興課所管では、1点目の第32回アメニティ・タウンすながわマラソン大会について、6月30日、北海道子どもの国周辺地域において種目別に実施し、合計389人が参加しました。

2点目のB&G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会について、(1)7月7日、名寄市で剣道の部が開催され、小中学生混合団体戦に砂川小4年、五十嵐琴子さん初め5人が出場し、成績は準優勝でした。個人戦小学生の部に出場した空知太小4年、土田奈々さんが第3位、同じく出場した砂川小6年生1人は記載の成績でありました。個人戦中学生の部に出場した砂川中1年生及び滝川江陵中1年生は、記載の成績でありました。(2)8月4日、新篠津村で水上の部が開催され、カヌー高校生男子の部に砂川高校3年生が出場し、記載の成績でありました。

3点目の砂川市・赤穂市友好親善スポーツ交流事業(剣道)について、8月4日、海洋センターにおいて指導稽古と指導者同士による合同稽古が行われたほか、両市の体育協会による情報交換会が行われました。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 議案第7号 工事請負契約の締結について

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第7号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、砂川市庁舎建設工事(機械設備工事その1)について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

工事名は砂川市庁舎建設工事(機械設備工事その1)、請負金額は5億787万円であり、工事期間は契約締結の翌日から令和3年3月31日までであり、契約の相手方は日比谷・村田・オーハン特定建設工事共同企業体、代表者は札幌市中央区北4条西16丁目1番地、日比谷総合設備株式会社北海道支店上席執行役員支店長、冨江覚司氏であります。工事概要は、空気調和設備工事であります。

なお、本工事契約は、入札時に低入札価格調査制度で執行し、入札金額が低入札価格調査基準を下回ったため、落札決定を保留とし、その入札金額で適正な工事の履行が可能であるかについて調査の結果、履行が可能であるとしたものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第7号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第6 議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算の6件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第4号 砂川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録票に登録する事項に旧氏を加えるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市印鑑条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、登録資格の定めであり、第1項中「本市の」を「本市が備える」に改めるものであります。

第6条は、登録印鑑の制限の定めであり、第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中、氏、名の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、又は氏名の次に「、旧氏」を加え、「備考欄に記録」を「備考欄に記載」に改め、同項第2号中「、その他氏名」を「その他氏名、旧氏」に改めるものであります。

第8条は、印鑑登録証の再交付の定めであり、「き損」を「損傷」に改めるものであります。

次ページになります。第13条は、印鑑登録の抹消の定めであり、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第5号中、氏の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加えるものであります。

第20条は、委任の定めであり、「市長が別に」を「規則で」に改めるものであります。附則として、この条例は、令和元年11月5日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第5号、議案第6号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例であります。今般災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大、報告等、その他について必要な措置を講ずるため関係法令の一部が改正されたことに伴う条例改正であり、改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第15条は、償還等の定めであり、第3項を次のように改めるものであります。

第3項、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本年10月に予定されている幼児教育、保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法を含む関係法令の一部が改正されたとともに特定地域型保育事業を行う者に求められる保育所等との連携の要件が緩和されたことにより、基準である内閣府令の一部が改正されたことに伴う改正であります。特定教育・保育施設に係る副食費の無償化の取り扱いに係る変更以外につきましては、現在本市に直接影響を受ける施設、事業等はありません。

改正の内容につきましては、11ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、定義の定めであり、第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中、第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条を同条第22号とし、同条第16号を同条第21号とし、同条第15号を同条第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同条を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同条を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加えるものであります。

第12号、満3歳以上教育・保育給付認定子ども、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

第13号、特定満3歳以上保育認定子ども、令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

第14号、満3歳未満保育認定子ども、令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

第15号、市町村民税所得割合算額、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

第16号、負担額算定基準子ども、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

12ページであります。第3条は、一般原則の定めであり、第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改めるものであります。

第5条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受け

る費用に関する事項」に改めるものであります。

13ページであります。第6条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等の定めであり、第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものであります。

14ページであります。第7条は、あっせん、調整及び要請に対する協力の定めであり、第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものであります。

第8条は、受給資格等の確認の定めであり、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改めるものであります。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改めるものであります。

15ページであります。第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものであります。

第13条は、利用者負担額等の受領の定めであり、第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」改め、16ページであります。「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護

者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改めるものであります。

第3号、食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用。

ア、次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供。

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、7万7,101円。

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）。

17ページであります。イ、次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）。

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども、負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

ウ、満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供。

第13条第4項第5号、第5項及び第6項本文中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

18ページであります。第14条は、施設型給付費等の額に係る通知等の定めであり、第1項中「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「いう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

第16条は、特定教育・保育に関する評価等の定めであり、第2項中「支給認定保護

者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

第17条は、相談及び援助の定めであり、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

19ページであります。第18条は、緊急時等の対応の定めであり、「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

第20条は、運営規程の定めであり、第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改めるものであります。

第21条第1項及び第2項ただし書き、ここで次ページ、20ページであります。第24条（見出しを含む）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものであります。

第27条は、秘密保持等の定めであり、第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

21ページであります。第28条は、情報の提供等の定めであり、第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

第30条は、苦情解決の定めであり、第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改めるものであります。

第32条は、事故発生の防止及び発生時の対応の定めであり、第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものであります。

22ページであります。第34条は、記録の整備の定めであり、第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改めるものであります。

第35条は、特別利用保育の基準の定めであり、第1項及び第2項中「支給認定子ど

も」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、ここで23ページであります。同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改めるものであります。

第36条は、特別利用教育の基準の定めであり、第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、ここで24ページであります。「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改めるものであります。

第37条は、利用定員の定めであり、第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ」を加え、「いう。）にあつてはその利用定員の数を」を「いう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に、「その利用定員の数を6人以上10人以下」を「6人以上10人以下」に、「その利用定員の数を1人」を「1人」に改めるものであります。

25ページであります。第38条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第1

項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改めるものであります。

第39条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等の定めであり、第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めるものであります。

26ページであります。第40条は、あっせん、調整及び要請に対する協力の定めであり、第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めるものであります。

第41条は、心身の状況等の把握の定めであり、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めるものであります。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携の定めであり、第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加えるものであり、第8項、保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加えるものであり、27ページであります。

第2項、市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

第1号、特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

第2号、前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項、前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

第1号、当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育所A型事業者等」という。）

第2号、事業実施場所において代替保育が提供される場合、事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者。

第4項、市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

第5項、前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

28ページであります。第1号、法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

第2号、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。

第43条は、利用者負担額等の受領の定めであり、第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準によ

り算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものであります。

30ページであります。第46条は、運営規程の定めであり、第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改めるものであります。

第47条は、勤務体制の確保等の定めであり、第1項及び第2項ただし書き中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めるものであります。

第49条は、記録の整備の定めであり、第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、31ページであります。同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改めるものであります。

第50条は、準用の定めであり、「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。））」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。））」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地

域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改めるものであります。

32ページであります。第51条は、特別利用地域型保育の基準の定めであり、第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽せん、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とするに改めるものであります。

33ページであります。第52条は、特別利用地域型保育の基準の定めであり、第1項

及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、ここで34ページであります。同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第19条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用と」に改めるものであります。

附則第2条は、特定保育所に関する特例の定めであり、第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改めるものであります。

35から36ページであります。附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とするものであります。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 議案第1号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時21分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

議案第1号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和元年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,658万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億9,580万5,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明いたしますが、説明欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

20ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項10目市民生活推進費で二重丸、焼山線バス運行に要する経費544万6,000円の補正は、収支不足額補償金であり、焼山線について平成31年3月31日をもって廃止となり、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの収支不足額1,622万8,000円が確定したため、砂川市と歌志内市の路線距離数に応じた砂川市の負担率37.3%に基づき負担をするものであります。

次に、13目まちづくり推進費で二重丸、駅前地区整備の検討に要する経費38万円の補正は、旧永大ビル等アスベスト含有調査委託料であり、旧永大ビルほか2施設は解体する際アスベスト含有調査を行うことが義務づけられており、アスベスト含有の有無が解体費の積算に影響すること、国の補助対象である社会資本整備総合交付金がアスベスト除去の交付対象となる可能性があることから、本調査を実施するものであります。

次に、22ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、プレミアム付商品券事業に要する経費で1億1,800万円の補正は、消費税等の税率引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯向けに1人当たり1セット4,000円で5,000円分の利用ができるプレミアムつき商品券を5セットまで販売するものであるが、使用された商品券を現金化するために商工会議所会員は会議所で、その他は市役所で換金することとなるが、換金事務の手数料として商品券総額の3%分、300万円の手数料と換金の財源としての補助金を1億1,500万円とするものであります。

同じく、2目障害者福祉総務費で一つ丸、障害者福祉システムに要する経費92万8,000円の補正は、システム改修委託料であり、令和元年10月からの消費税改定に伴う報酬改定及び処遇改善への対応、就学前障害児の発達支援の無償化への対応に係る障害者福祉システムの改修を行うものであります。

同じく、2項4目子育て支援費で二重丸、幼児教育無償化に要する経費1,058万2,000円の補正は、子育てのための施設等利用給付費であり、本年10月より幼児教育、保育の無償化が開始されることに伴い、制度未移行幼稚園や認可外保育施設等の利用料、在園児が幼稚園の預かり保育を利用した場合の利用料についても無償化の対象となることから、保護者が利用施設に支払った利用料に対し、支給限度額を上限として給付金を支給するものであります。

同じく、3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費123万2,000円の補正は、システム改修委託料であり、生活保護制度改正に伴う進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報の連携、生命保険会社に対する資産照会の様式の統一、国、道へ報告する月次、年次調査の項目追加が示されたため、生活保護システムの改修を行うものであります。

次に、24ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費366万9,000円の補正は、自由通路に生じる雪庇についてはこれまで人力により除却作業を行ってきましたが、JR北海道より新たに高所作業時における安全対策の強化が求められたことから、自由通路の笠木に融雪用電熱ヒーターを設置し、雪庇の発生を防止することとしたもので、自由通路笠木電熱ヒーター設置工事費306万9,000円、光熱水費60万円であります。

次に、26ページ、10款教育費、1項2目事務局費で一つ丸、幼稚園就園奨励補助金186万3,000円の減額は、本年10月より幼児教育、保育の無償化が開始されることに伴い、幼稚園就園奨励費補助事業が10月以降は廃止となるため、減額するものであります。

次に、28ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金5,820万6,000円の補正は、平成30年度国、道支出金の事業費確定による精算返還金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。9款地方特例交付金で446万5,000円の補正は、子ども・子育て支援臨時交付金であります。

14款国庫支出金で3,235万5,000円の補正は、子育てのための施設等利用給付交付金に係る国庫負担金、プレミアム付商品券事業費などに係る国庫補助金であります。

15款道支出金で41万3,000円の補正は、子育てのための施設等利用給付交付金に係る道負担金であります。

18款繰入金で3億622万6,000円の減額は、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行うものであります。

19款繰越金で3億7,357万3,000円の補正は、平成30年度決算による前年度繰越金であります。

20款諸収入で9,200万円の補正は、プレミアムつき商品券販売収入であります。
以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） それでは、私から議案第2号 令和元年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

なお、今年度の砂川市国民健康保険特別会計予算における元号の表示につきましては、令和に統一するものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,347万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,331万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。6款基金積立金、1項1目基金積立金で4,347万2,000円の補正は、国保基金積立金で、前年度に決算剰余金が生じたことから全額を積み立てるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。5款繰越金で4,347万2,000円の補正は、平成30年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第3号 令和元年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,069万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,061万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で421万2,000円の補正は、過年度分として精算交付される支払基金交付金等を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

14ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で2,648万6,000円の補正は、過年度分の保険料還付未済金8万8,000円及び国、北海道、支払基金交付金から交付された介護給付費負担金等の精算に係る返還金2,639万8,000円であり、それぞれ今年度中に還付及び返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。4款支払基金交付金で415万7,000円の補正は、平成30年度介護給付費交付金の過年度分として精算交付されるものであります。

8款繰越金で2,654万1,000円の補正は、平成30年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号から第6号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 議案第6号に対する総括質疑を行いたいと思います。

まず、1点目といたしまして、今回の条例改正の中で保育に含まれる副食費についての規定がありますが、無償化の実施後に副食費の取り扱いがどのようになるのか、軽減措置などがあるのかお伺いいたします。また、10月以降、保育無償化の対象とならない世帯に対する軽減措置の実施について市や道の負担はどのようになるのか、あわせてお伺いいたします。

2点目といたしましては、無償化の実施後、支出負担のふえる家庭はあるのかお伺いいたします。また、副食費は引き続き有償となるようですが、これを無償化する考えはないのかお伺いいたします。

以上の2点を初回の質疑といたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から、幼児教育、保育の無償化のご質問でございます。順次ご答弁申し上げます。

まず、10月以降の副食費及び無償化の対象とならない世帯の軽減措置に係る市及び北海道の負担でございます。従来副食費につきましては、保育料の一部として保護者に負担をしていただいております。本年10月以降、ゼロから2歳児につきましては市民税非課税世帯を除きましてこれまで同様保育料を負担していただきますが、これに副食費が含まれる取り扱いに変更はございません。また、3歳から5歳児につきましては所得等にかかわらず保育料が無償化されますが、既に無料となっている第1階層に加えまして副食費も無償化される第2階層、第3階層及び第4階層の一部等を除き、保護者に副食費を負担していただく従来の考え方に変更はなく、今のところ83世帯について副食費の負担が残ると見込んでおりますが、従来から取り組んでまいりました保育料に対する市の独自軽減措置を副食費にも適用し、保護者の経済的負担の軽減に努めることとしております。以上の軽減措置を講じた結果、1カ月当たり83世帯が負担するべき副食費の合計37万3,000円のうち約15万7,000円、1年間では約448万2,000円のうち約189万円を市が負担することになります。また、ゼロ歳児から2歳児の世帯のうち、これまで同様に保育料を負担していただく世帯には継続して市の独自軽減措置を講じることとして

おり、これによりまして1カ月当たり保育料の合計額約578万6,000円のうち約243万7,000円、1年間では約6,943万7,000円のうち2,925万4,000円を市が負担することとなります。

次に、北海道であります、平成29年度から北海道の独自施策として、ゼロから2歳児のうち一定の条件を満たす2子目以降の保育料を無料とする市町村に対しまして、その保育料相当額の2分の1以内を補助する多子世帯の保育料軽減支援事業に取り組んでおりまして、今年度これに係る砂川市への補助金として北海道が約425万2,000円を負担する見込みであります。

続きまして、無償化の実施後における負担のふえる世帯があるか、また副食費を無償化する考えというご質問でございますが、10月からの無償化実施後、世帯の所得状況や子供さんの状況が変わらなければ、保育料または副食費の負担が現在よりふえる世帯はございません。また、副食費の取り扱いにつきましては無償化の実施に伴うものでありまして、先ほどご説明したとおり、低所得世帯等を除きまして保護者が負担すべきものとする国の考えがありますので、市で無償化する考えはございませんが、先ほどご説明申し上げましたとおり、従来実施してきております保育料に対する市の独自軽減措置を副食費にも適用しまして、保護者の経済的負担の軽減に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 副食費を引き続き納入する必要がある世帯があること、そして砂川市としては国の政策に上乘せをして10月から保育無償化を行うということですが、そもそも国は保育無償化の対象は3から5歳のみ。そして、保育料が高額なのはゼロから2歳が高額な家庭が非常に多いです。それで10%軽減ということですが、市で対策されたかと思うのですが、それとあと非課税世帯は本当に低い額で、1,000円でもお金を払っていただければ非課税世帯ではありません。実際に家計を圧迫している家庭が、そして現在の20代、30代は収入も少なく、その中で保育料が無償化になるにもかかわらず保育と食を国は分断してしまっただけで、もともと保育は、保育費の中に食育と申しまして食は入っているものなのです。それを含めましての保育なのにもかかわらず、保育の対象から国は外してしまっただけです。

そして、先日私は国の全国保育研究所に保育の研修へ行ってまいりましたが、国がそう決めてしまったので、あとは各自治体、市町村がいかにかに幼児教育、そして子育て世帯の負担を軽減できるか。そして、安全に安心して食を、食育と言いますが、食事を食べることができるのか。子供と、そして若い世代に軽減していただきたいと思っているところなのですけれども、3から5歳の保育料については深川市は半額負担としているようです。そして、全国的には兵庫県、そして秋田、世田谷、栃木など市町村で、先ほど副食費と申ししておりますが、副食費プラス給食費を無償化している自治体も数多くございます。そして、

ここ空知でも給食費、そして副食費を無料にしております。赤平、新十津川、浦臼、上砂川、歌志内と私が質問する前に負担はなしにしますという提案をされている自治体がこの空知にもたくさんあります。

そんな中で、砂川市は市としては軽減を10%、そして第2子、第3子についても考えられたということはやっていないところもありますので、素晴らしいことだとは思いますが、さらに現在学校等の給食費とかでも問題になっておりますが、食は子育て世代、そして子供たちが安心して給食を食べることができる。そして、給食費負担に関しましては保育士等の負担も多くなり、砂川市の場合は公立の園でございますので、保育士等は負担は少しは少ないかと思うのですけれども、園長の負担は多くなってきてしまうということで、引き続き具体的に1世帯当たりの負担額はどれぐらいになるのかお伺いしたいと思います。○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 10月以降の副食費のご負担していただく金額というご質問でございますが、まだ国からは明確には金額は示されてはおりません。今出ている金額4,500円というのが国から目安として出ておりますが、こちらにつきましては、今施設型給付の区分になっております施設につきましては公定価格というものが設定されております。お一人の児童に係る保育料の額を定める金額でございまして、そのうち副食に係る単価について今のところ4,500円という数字を使っておりますので、国から示されているのもその数字が一つの目安となるだろうと示されているところでありまして、今後ははっきりと基準額であるのか上限額であるのか示されるところでありますが、この4,500円というものを前提としてお話をするならば、今議員さんもおっしゃられたとおり、砂川市は市立で独自施策としまして10%軽減をしておりますので、4,500円だとしますと月額で4,000円ということになりますし、またお二人目ですと半額で2,000円と、3子目以降につきましては無料にしようと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 副食費の負担額につきましてお話をいただきました。このたびの無償化によりまして幼稚園も対象になるかと思いますが、幼稚園はお弁当なので、副食費、給食費等の対象ではないと思われまます。現在まで幼稚園にも、今回幼児教育、保育無償化によって幼稚園もこちらの課の対応になったかと思いますが、今まで奨励補助金等で、先ほど見たらそういった金額を幼児教育、保育に今までかかっていたお金を子供たちに、そして若い保護者の皆様方に還元する。そして、上乘せしてあげる。保護者の方々の負担なく安心して、食育は大事なことです。市で補助を考えていただきたいというのが私の考えでございますが、砂川市は人口が減っている。各自治体、全国的にもそうすけれども、全国的にいてもこういったことに力を入れている市町村は人口を伸ばしています。

今の若い方は収入も実際的に余り多くない方々が多いので、どの自治体がいかに子育てしやすいかを考えながら行動しております。そして、車等がありますので、空知管内でも

車等での移動によって近隣の市町村ですと余り問題はない。そして、全国的にもこういった保育の無償化によって先立って行動してきている。その中で、砂川市は北海道としても空知としても先進になるような子育ての施策を考えていただきたいと切に思っていて、これからも一旦ここまでと行ってきっちり決めるのではなく、段階を踏んでいかに、やらない理由を見つけるのではなく、やる理由を見つけ、子供たちの未来のために予算のほうも考えていっていただきたい。そして、一步ずつ、先ほどのお話にもありましたけれども、国の政策としても余り何年後、何年後ということにはまだきっちりとした決まりは出ていないというお話ですが、さらに国の基準ではなく、国がそうだからではなく、国が切り離れた食だからではなく、それを理由にしないで、食と保育と子供たちの安心、保護者の皆様の安心を考えていただける砂川市になっていきたいと思っておりますが、この負担額の具体的な金額につきましても今回の条例改正に含まれると考えてよろしいでしょうか。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 先ほどもご答弁申し上げましたが、副食費の具体的な金額につきましては、今国から出ている数字は一つの目安という形の4,500円であります。今後どのような形で示されるのかは不明ではありますが、示された場合には、条例ではなくて、こちらについては規則で定めることとしております。

○議長 水島美喜子君 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時54分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

○高田浩子議員 今お話をいただいたことで了解いたしました。あとは、後の会議で質問させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長 水島美喜子君 他にご発言はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号から第6号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

高田浩子議員の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員の総括質疑を許します。

○高田浩子議員 (登壇) 議案第1号に対する総括質疑を行います。

22ページの社会福祉費のうち、プレミアム付商品券事業に要する経費について、対象

となっている方が市内にどれぐらいいらっしゃるのか、それと周知方法についてお伺いいたします。

同じく22ページの民生費の幼児教育無償化に要する経費として子育てのための施設等利用給付費1,058万2,000円が計上されておりますが、先ほどの説明にもありましたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。お伺いいたします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) 2点ほどご質問がございました。

まず、1点目のプレミアム付商品券事業に要する経費でございます。こちらにつきましては対象となる世帯でございますが、このプレミアムつき商品券につきましては対象が住民税非課税世帯の方、それと平成28年4月2日以降に生まれたお子様がいらっしゃる世帯という対象になっております。現時点での対象数につきましては、約4,600世帯と見込んでいるところであります。

続きまして、子育てのための施設等利用給付費の内訳とのご質問でございます。10月から実施されます幼児教育、保育の無償化に伴いまして、新たに子育てのための施設等として無償化の対象が拡大されております。主なものとしましては、子ども・子育て新制度である施設型給付に移行していない幼稚園、認可外保育施設、幼稚園の在園児が利用する預かり保育事業等の利用料が挙げられるところでございます。これらの施設や事業を利用する場合、支払った利用料に対しまして限度額を上限として保護者に支給するものでありまして、今般子育てのための施設等利用給付費として予算計上しているところであります。予算額の内訳としましては、市内から市外の新制度未移行の幼稚園を利用する28人分の利用料431万7,600円、幼稚園の預かり保育事業を利用する40人分の利用料271万2,000円、市内の認可外保育施設を利用する16人分の利用料355万2,000円、それぞれ10月から明年3月までの6カ月分合計で1,058万1,600円を見込んでいるところであります。

また、これに対します国及び北海道の財源措置としまして、国庫支出金及び道支出金であります子育てのための施設等利用給付交付金に国の地方特例交付金である子ども・子育て支援臨時交付金の合計1,016万9,000円を見込んでいるところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 プレミアムつき商品券のことについてなのですが、交付する場合に市役所とか商工会議所等に出向かなくてはいけない等について市民の方から、そこまで行くのにタクシーを使わなければいけない等の指摘もありますので、例えば近くの公民館等で受け取ることができるとか、電話で申請すればできるなどのことも取り組んでいったらいいのではないかという思いがあります。

それと、幼児教育、子育てのための施設利用給付ということでのお話でしたけれども、認可されていない園も無償化、そしてファミリー・サポートの園も無償化ということで、

有資格者の数が定かではない園も無償化の対象になっておりますので、市としても、これから無償化になる施設等の資格を持っていない方でも研修を20時間以上やってもらうとか、あと定期的に見回りなどを市として、無償化となるわけですが、これからも子供の安全にかかわっていただきたいと思います。

それと、あと細かい点につきましては予算審査特別委員会でお尋ねしたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 訂正をさせていただきたい部分がございます。

先ほどプレミアムつき商品券に関するご質問で約4,600世帯とお答えしましたが、4,600人の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 1時10分